

日米安保条約では「日本は米国のために集団的自衛権を行使しなくてもよい」と締結している！！

NATO条約第3条

締約国は、この条約の目的を一層有効に達成するために、**単独に及び共同して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**個別的の及び集団的能力**を維持し発展させる。

日米安保条約第3条

締約国は、**個別的に及び相互に協力して**、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗する**それぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件**として、維持し発展させる。

【外務省HPでの解説（2014/07/01以前）】

ただし、我が国の場合には、「相互援助」といっても、**集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としている。**